

事務連絡
令和4年7月21日

一般社団法人千葉県環境保全協議会事務局 様

千葉県環境生活部環境政策課
環境影響評価・指導班

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について（依頼）

令和4年7月15日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス対策の基本的対処方針が変更されました。

これを受け、令和4年7月19日に開催した第53回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、県における対策の内容について、別紙のとおり決定しました。

つきましては、当該内容について、貴団体の会員に対して速やかに周知いただきますようお願いいたします。

また、令和4年7月15日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」により示された「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」及び「効果的な換気のポイント」についても併せて周知いただきますようお願いいたします。

なお、内容については、今後も国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、引き続き御協力をお願いいたします。

(連絡先)

環境影響評価・指導班 丸山

TEL：043-223-4138

FAX：043-222-8044

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

令和4年7月19日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

社会経済活動をできる限り維持しながら、効果が高いと見込まれる感染防止対策に機動的・重点的に取り組むこととする。

県民・事業者の皆様への要請内容等は、これまでの内容（令和4年3月17日報道発表）のとおりだが、改めてお願いする感染対策等は以下のとおりとする。

<基本的な感染対策の再点検と徹底について>

1 県民の皆様へお願いする事項

- (1) 基本的な感染対策を徹底し、感染リスクの高い場面（3密や混雑等）を避けるなどにより、これまでどおりの日常生活を送っていただくこと。
特に、夏場においては、状況に応じたマスクの着脱や、屋内での効果的な換気等にも留意すること。
- (2) 咽頭痛、咳、発熱などの症状がある方は、外出を控えること。
- (3) 飲食店を利用する際は、感染防止対策について県が認証・確認している「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」、「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」を利用すること。また会話の際は、マスクを着用すること。
- (4) 高齢者などの重症化リスクの高い方については、ご自身やご家族などの周りの方がワクチンを接種すること。また、効果的に換気を行うことなどにより、感染から身を守るような感染対策を行うこと。
- (5) ワクチン接種については、3回目までの接種を行っていない方や、20代、30代の若い世代の方は、感染による重症化や後遺症から自分を守るためにも、速やかな接種を検討すること。

2 事業者の皆様へお願いする事項

- (1) 業種別ガイドラインの遵守による感染防止対策を徹底すること。
- (2) イベントの実施に当たっては、「感染防止安全計画」や「感染防止対策チェックリスト」により、その規模に関わらず感染防止対策を講じて実施すること。
会合やイベントなどでは、症状のある方が参加しないように呼びかけること。